

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
池田子ども家庭センター	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="457 562 1599 951"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県</td> <td>平成27年7月1日から 同月3日まで</td> <td>39,680円</td> <td>平成27年8月13日</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県</td> <td>平成27年5月19日から 同月20日まで</td> <td>39,680円</td> <td>平成27年9月7日</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県</td> <td>平成27年5月19日から 同月20日まで</td> <td>39,560円</td> <td>平成27年9月7日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	埼玉県	平成27年7月1日から 同月3日まで	39,680円	平成27年8月13日	鹿児島県	平成27年5月19日から 同月20日まで	39,680円	平成27年9月7日	鹿児島県	平成27年5月19日から 同月20日まで	39,560円	平成27年9月7日	<p>旅費の精算事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所内全職員を対象とした所内連絡会議（平成29年3月22日）で、監査委員事務局監査の結果と、旅費の精算事務を周知し、精算遅延が再発することのないよう注意喚起した。</p> <p>平成29年2月24日に豊能府民センターで開催された「会計事務研修」に社会福祉職の職員も参加させ、会計事務についての意識の向上を図った。</p> <p>今後は、管外旅費の支出命令がある都度、企画調整課長が、出張する職員に30日以内に精算の必要があることを伝える。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																
埼玉県	平成27年7月1日から 同月3日まで	39,680円	平成27年8月13日																
鹿児島県	平成27年5月19日から 同月20日まで	39,680円	平成27年9月7日																
鹿児島県	平成27年5月19日から 同月20日まで	39,560円	平成27年9月7日																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月16日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
南河内府税事務所	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計7件あった。</p> <table border="1" data-bbox="513 564 1237 709"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 564 676 638">人数</th> <th data-bbox="676 564 828 638">延べ件数</th> <th data-bbox="828 564 1237 638">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 638 676 709">2名</td> <td data-bbox="676 638 828 709">7件</td> <td data-bbox="828 638 1237 709">平成27年6月～8月、10月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	2名	7件	平成27年6月～8月、10月	<p>速やかに必要な是正措置を講じられたい。今後は、職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行う等適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>是正を求められた時間外勤務については、速やかに確認し、時間外勤務実績の申請及び承認処理を行った。また、他の時間外勤務についても適正に行われていることを確認した。</p> <p>今後適正な勤務管理を行っていくため、(1) 時間外勤務を行った場合は速やかに実績登録を行うこと、(2) 直接監督責任者は、実績登録がされていない場合速やかに登録を行うよう指導すること、(3) 直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないか確認することについて、所属職員に周知徹底を行った。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
2名	7件	平成27年6月～8月、10月							

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月27日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
大阪自動車税事務所	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計16件あった。</p> <table border="1" data-bbox="537 615 1368 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="537 615 626 688">人数</th> <th data-bbox="626 615 774 688">延べ件数</th> <th data-bbox="774 615 1368 688">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="537 688 626 762">7名</td> <td data-bbox="626 688 774 762">16件</td> <td data-bbox="774 688 1368 762">平成27年4月、9月、12月、平成28年1月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	7名	16件	平成27年4月、9月、12月、平成28年1月	<p>速やかに必要な是正措置を講じられたい。今後は、職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行う等適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>是正を求められた時間外勤務については、速やかに確認し、時間外勤務実績の申請及び承認処理を行った。</p> <p>これにより時間外勤務手当の追給が発生した職員に対しては、追給を行った。週休日振替の対応を行っていた職員については、データ修正依頼を行った。また、他の時間外勤務についても適正に行われていることを確認した。</p> <p>今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)時間外勤務を行った場合は速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、実績登録がされていない場合速やかに登録を行うよう指導すること、(3)直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないか確認することについて、幹部会議において直接監督責任者である各課長等に周知するとともに、所属職員に対しメールにより周知徹底を図った。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
7名	16件	平成27年4月、9月、12月、平成28年1月							

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年11月9日から同月10日まで）